平成19年8月6日制定 令和7年8月22日最終改正 「財務部契約検査課

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)の趣旨を踏まえ、入札及び 契約手続きの透明性を高め、公正な競争を確保するため、本市が発注する建設工事の入札及び契約手続に係る苦情の適切な処理手続きに 関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 この要領による苦情の対象となる工事は、本市(上下水道局を除く。)が発注した建設工事とする。ただし、設計金額が200万円 を超えない工事を除く。

(苦情処理)

- 第3条 入札及び契約手続きに係る苦情処理は、次により行う。
 - (1) 契約担当課長及び工事担当課長は、入札及び契約手続きに係る苦情があった場合は、適切に説明するものとする。
 - (2) 前号の説明に対し不服のある場合には、書面によりその苦情の申立てを受け付けるものとする(以下「苦情申立て」という。)。
- 2 苦情の申立ての窓口は、契約担当課とする。

(苦情申立て)

- 第4条 苦情申立てができる者及び申立てができる範囲は、郡山市建設工事有資格業者名簿に登載されている者(以下「有資格者」という。)で、入札及び契約の方式に応じ、次の各号のとおりとする。ただし、郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱(令和7年3月28日制定)に基づく指名停止措置を受けている期間にあっては、苦情申立てができる者から除外する。
 - (1) 制限付一般競争入札

当該入札の参加申請者で郡山市制限付一般競争入札実施要綱(令和7年3月28日制定)又は郡山市事後審査型制限付一般競争入札に 関する実施要領(平成19年4月23日制定)(以下「一般競争入札要綱等」という。)に定める入札参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)を受理し、当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、市長に対して当該要件を満たさないと認めた 理由について説明を求めることができる。

(2) 通常指名競争入札

当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格者のうち、当該通常指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに対し

て不服がある者は、市長に対して指名されなかった理由について説明を求めることができる。

(3) 随意契約

当該契約と同一の工事種別に登録がある有資格者のうち、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者は、 市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由について説明を求めることができる。

(苦情申立ての方法)

- 第5条 苦情申立ては、次に掲げる期間内に、市長に対して行うことができる。
 - (1) 前条第1号に掲げる苦情

市長が確認通知書により通知をした日から起算して5日(郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内

- (2) 前条第2号に掲げる苦情 市長が当該入札の結果を公表した日から起算して5日(休日を含まない。)以内
- (3) 前条第3号に掲げる苦情 市長が当該見積の結果を公表した日から起算して5日(休日を含まない。)以内
- 2 苦情申立ては、市長に対して、必要事項を記載した苦情申立書(第1号様式)を提出して行わなければならない。 (苦情申立てへの回答)
- 第6条 市長は、苦情申立てがあった場合は、苦情申立書を受理した日から起算して5日以内に、苦情申立てに対する回答書(第2号様式)により回答(以下「苦情回答書」という。)するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長することができる。

(苦情申立ての却下)

- 第7条 市長は、申立て期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。
- 2 市長は、苦情申立てを却下したときは、速やかに苦情申立てを行った者(以下「苦情申立者」という。)に苦情申立却下通知書(第3 号様式)により通知(以下「苦情却下通知書」という。)をしなければならない。

(苦情申立てについての教示)

- 第8条 市長は、苦情申立てができる旨の教示を次に掲げる入札の方式に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。
 - (1) 制限付一般競争入札

第4条第1号に掲げる苦情申立てができる旨を一般競争入札要綱等に定める確認通知書に記載する方法及び郡山市ウェブサイトに掲載する方法により行う。

- (2) 指名競争入札
 - 第4条第2号に掲げる苦情申立てができる旨を郡山市ウェブサイトに掲載する方法により行う。
- (3) 随意契約

第4条第3号に掲げる苦情申立てができる旨を郡山市ウェブサイトに掲載する方法により行う。

(苦情処理結果の公表)

第9条 市長は、苦情申立者に回答又は却下の通知をしたときは、苦情申立ての書面及び苦情回答書又は苦情却下通知書を速やかに公表する。

(苦情申立てに対する意見聴取)

第10条 苦情申立てがあった場合は、市長は郡山市入札監視委員会から意見を聴取することができる。 (入札手続の執行)

第11条 苦情申立ては、原則として、当該工事の入札及び契約手続の執行を妨げない。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成19年9月3日から施行し、平成19年9月3日以降に起工した工事に適用する。 附 則

この要領は、平成21年7月30日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年12月19日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年9月1日から施行し、同日以降に起工した工事に適用する。

(経過措置)

2 改正前の郡山市入札及び契約の手続等に関する苦情処理要領に基づく手続きについては、なお従前の例による。

年 月 日

郡山市長

所在地申立者商号又は名称代表者氏名

苦情申立書

郡山市入札及び契約の手続き等に関する苦情処理要領第4条及び第5条の規定により、 下記のとおり苦情の申立てをします。

記

- 1 苦情申立ての対象となる工事名等
- 2 不服のある事項
- 3 不服の根拠となる事項

郡契第 号

年 月 日

苦情申立者の住所・氏名等 様

郡山市長印

苦情申立に対する回答書

年 月 日付けで申立てのあった件について、郡山市入札及び契約の手続等に関する苦情処理要領第6条の規定により、下記のとおり回答します。

記

- 1 苦情申立ての対象となる工事名等
- 2 苦情申立てに対する回答及び理由

郡契第 号

年 月 日

苦情申立者の住所・氏名等 様

郡山市長印

苦情申立却下通知書

年 月 日付けで申立てのあった件については、郡山市入札及び契約の手続等に関する苦情処理要領第7条の規定により、これを却下します。

記

- 1 苦情申立ての対象となる工事名等
- 2 苦情申立てを却下する理由